

公立園給食費の改定について

1 概要

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、受益と負担の公平性の確保の観点から、公立園給食費（以下「給食費」という。）の改定を行います。

2 改定理由

給食費については、実費として保護者から徴収しているものですが、公定価格(※)で示される月額副食費の上昇(令和6年度：4,800円)という現状に鑑み、給食費を改定するものです。

(※) 教育・保育に通常要する費用の額を勘案して国が設定する価格

3 改定内容

(1) 2号認定児

区分	現行	改定後	差
主食費	月額 800円	月額 800円	±0円
副食費	月額 4,500円	月額 4,800円	+300円
計	月額 5,300円	月額 5,600円	+300円

(2) 1号認定児（週1回給食の幼稚園を除く）

区分	現行	改定後	差
主食費	月額 500円	月額 500円	±0円
副食費	月額 2,900円	月額 3,000円	+100円
計	月額 3,400円	月額 3,500円	+100円

(3) 1号認定児（週1回給食の幼稚園）

区分	現行	改定後	差
主食費	月額 100円	月額 100円	±0円
副食費	月額 600円	月額 640円	+40円
計	月額 700円	月額 740円	+40円

※ 1号認定児の改定後給食費については公定価格の増加率から算出

4 在園児保護者への周知

令和7年1月 各公立園在園児等に周知

5 改定日

令和7年4月1日